

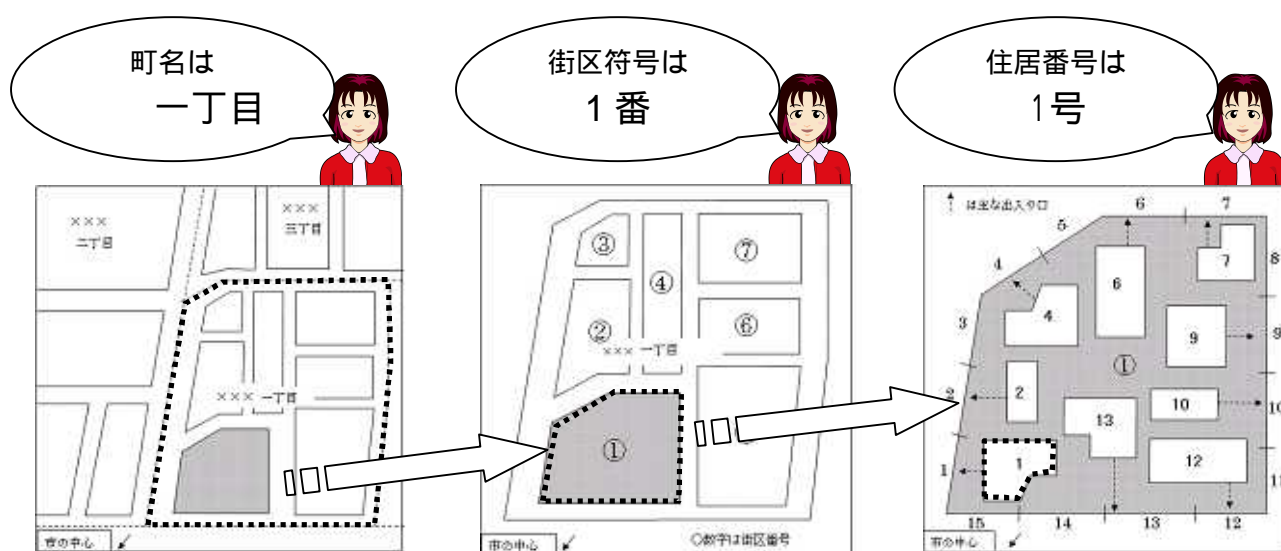
『住居表示制度について』

現在の住所は、土地の「地番」を使っていますが、番号が飛んでいたり、同じ地番に多くの家が建っていたり、わかりにくくなっています。

そこで、住所の表示をわかりやすいものにするため「住居表示に関する法律」が施行され、全国の市町村において、住居表示制度への切り替えと、住所・町名及び町界等を明確化する事業が進められてきました。

住居表示とは

住所の表し方を土地の番号である地番の使用に替えて、建物に対して一定の基準で新しい番号をつけて住所を分かりやすくするものです。



町をハッキリわかりやすく(丁目)します。

その町を分割して街区(番)を決めます。

その街区のまわりに基礎番号を振り、出入口に合わせて建物の住居番号(番)を決めます。

住居表示の仕方は

本市の住居表示は、街区方式という方法で行います。これは入り組んだ町(字)の境を整理し、街区符号と住居番号によって誰にでもわかりやすい住所にしようとするもので、

町の大きさを整え、境界線をわかりやすいもので区切り、同時に町の名前も整理して町全体をすっきりしたものにする。

土地の番号である番地の使用に替えて、建物に対して一定の基準で新しい番号をつける。

という趣旨で住所を決める仕組みです。

住居表示を実施すると

住所の表し方

実施前	大和市	下鶴間	1 2 3 4 番地 5
実施後	大和市	一丁目 新 町 名	1 番 街区符号 1 号 住居番号



本籍の表し方

実施前	大和市	下鶴間	1 2 3 4 番地 5
実施後	大和市	一丁目 新 町 名	1 2 3 4 番地 5 変更なし

不動産登記（土地）の表し方

実施前	大和市	下鶴間	1 2 3 4 番 5
実施後	大和市	一丁目 新 町 名	1 2 3 4 番 5 変更なし

住居表示実施の効果は

建物の住所を住居表示で表すことで、建物の位置がわかりやすくなるため、下記の例のような効果が期待できます。

（例）

- ・ 連絡を受けた消防車や救急車が迅速に建物に到着できる。
- ・ 荷物や郵便物などの集配業務が正確・迅速に行われる。
- ・ 訪問者が目的の建物や人を探しやすくなる。



住居表示実施後に必要となる手続きについて

住居表示実施に伴う住所変更により、

- ・ 自動車運転免許証
 - ・ 土地・建物登記簿の所有者等の住所変更登記
 - ・ 会社などの法人の本店・支店の所在地の変更登記及び代表者の住所変更
 - ・ 預金通帳などの住所変更などの手続き
- を、ご自身で行っていただくことが必要となります。

住民基本台帳、印鑑登録原票、選挙人名簿、外国人登録原票、
国民年金被保険者名簿などの住所、
戸籍簿の本籍については市が変更を行います。
不動産登記簿の表題部の所在欄は法務局が行います。
(所有者の住所は、ご自身で変更申請が必要です。)



【問い合わせ先】

- ・ 住居表示の実施に関することは
大和市役所街づくり計画課 (市役所4階) 260 - 5443
- ・ 住居表示の付番・管理に関することは
大和市役所市民課 (市役所1階) 260 - 5109